

平成 21 年 4 月 20 日

国際会計基準審議会御中

日本証券アナリスト協会
企業会計研究会

Request for Views on Proposed FASB Amendments についての意見書（ドラフト）

日本証券アナリスト協会企業会計研究会は、表記資料について検討した結果、次のとおり意見を申し述べる。

全般的なコメント

今回のコメント要請は FASB の新ガイドライン(スタッフポジションペーパー = FSP)に関するものであり、IASB が FASB の資料についてコメントを求めるのは極めて異例のことである。しかしながら、昨年 10 月の声明で IASB と FASB は金融危機に対して協働して対処することを表明しており、IASB にも早晩 FASB と同様の対処が求められるのは明らかなことから、IASB が前広にコメントを求めたことは思慮深く適切であると考え。また、FASB のコメント期間が 2 週間であったのに対して、IASB のそれが 1 ヶ月であったことも評価できる。英語が母国語でないメンバーを持つ団体にとって、2 週間でコメントを出すのは事実上不可能である。

当研究会での検討では、多くの委員は公正価値評価についての FSP は支持する一方、ほとんどの委員は減損についての FSP は支持しなかった。

今後の IASB の対応については、FASB と協議の上、金融商品評価についての共通の整合的な基準を早く開発すべきである。しかし、こうした開発にはそれなりの時間がかかることから、その前に、財務諸表の比較可能性確保の観点から、今回の FSP に対応するために IFRS に所用の改訂を行うべきであるとの意見も約半数を占めた。

以下、主要な点についてコメントする。

公正価値測定

FSP の提案は現実問題としては、レベル 3 によるモデル価格評価の適用拡大につながる。資産の流動性を見る上では、換金価値を重視するため、市場が活発でないか、取引が distressed であるかに関わらず、取引価格、気配値を時価とするのが理想である。一方、金融機関などのリスク耐久力を考える上では、現実的でない評価損を計上し、過度に自己資本を毀損させることは、投資家をミスリードする恐れもある。金融商品の評価で

影響を大きく受けるのは金融機関であり、金融機関の財務分析上、リスク耐久力評価を重視することから、判断基準を明確にした上で、レベル3によるモデル理論値の適用拡大を許容することに賛成する。

複数の委員が、今回の改訂に伴う開示の充実を要望した。この点について、4月9日に公表されたFSPがモデルやそのインプット、および新基準移行時における影響額の開示を求めている*のは投資家の要求に答えたものとして一定の評価をしたい。

*FSP FAS 157-4 Paragraph 20,22, pp9-10（この注は日本語版のみ）

検討の過程で、ある委員は、今回の提案は景気後退などで一時的に不活発なマーケットの商品についてはレベル3評価の合理的な適用拡大となるが、市場が未整備で特定の市場参加者に限定されているような構造的要因で不活発になっている金融商品についても安易な適用拡大となってしまう、という懸念を表明した。

別の委員は、レベル3の公正価値評価は公正価値会計から切り離し、減損会計のルールとして再構成したほうがよいのではないかと、という意見を表明した。レベル3の公正価値評価は、事実上、下方向に限った簿価の修正であり、回収できないと見込まれる簿価を、自ら見積もった回収可能額まで切り下げる点で、減損処理と共通するものといってよい。従って、レベル3に該当した時点で当該金融商品を公正価値評価の対象から除外し、その時点の公正価値で別のカテゴリーに振り替えたうえ、減損処理の適用を検討すべきという意見である。

減損について

当研究会の大多数の委員は減損に関するFSPに反対である。反対の理由は、大きく次の3点に分かれる。第1に信用リスク部分以外をOCIに分類してまで純利益を守ろうとするもののメリットが理解できず、却って投資家の信頼を損なうのではないかと、第2に信用リスクとそれ以外への区分が実務的に困難であること、第3に保有を続ける意思と能力の再定義が曖昧であることである。複数の委員はFSPに引用されているLinsmeier氏、Siegel氏の反対意見に共感を表明した。

FSPを支持した少数の委員は、現在の金融市場の環境下で市場価格自体が理論価格より大きく下方に乖離しており、市場の過剰反応を回避するためには理解できる措置であるとした。

ある委員は、FASBの新しいルールは、債券の減損を公正価値会計から切り離して処理するものだが、もともと公正価値評価されない貸付債権との間で、減損会計としての首尾一貫性を損なう結果を招いており、この問題の解決が課題であるとの意見を述べた。

IASBの対応

今後のIASBの選択肢としては、基準の共通化の名目でFASBと同様な修正を行う(個別対応 = a piecemeal approach)、上記3月の合同会議の声明等にあるように、金融商品

についての包括的新基準で対応する、上記、を共に行う(包括的新基準導入の前に、当座の決算対策として を行う)、の3つが考えられる。

当研究会委員の意見は分かれたが、相対的には上記 を支持する意見が多かった。 は個別対応(a piecemeal approach)を含むが、これを是認するのは、上記 には時間がかかるので、財務諸表の比較可能性確保のために当面必要な対応を検討すべきであるということによる。

今後のIASBの対応には時間的なプレッシャーが大きいと思われるが、その中で可能な限りデュープロセスの時間を確保されるよう期待している。

当意見書について、ご質問等あれば、協会の金子誠一宛ご連絡いただきたい。